

郡山遺跡第 341 次調査

1. 調査要項

遺跡名 郡山遺跡 (宮城県遺跡登録番号 01003) 所在地 仙台市太白区郡山 3 丁目
 調査原因 国庫補助事業による史跡内での範囲確認 調査面積 約 230 m²
 調査期間 令和 7 年 9 月 29 日～令和 8 年 2 月 (予定) 調査担当 仙台市教育委員会文化財課

2. 調査概要

政庁域西部および南部、II 期官衙外郭南辺の遺構配置について確認するために、調査区は①石組溝跡 (SD1600) の延長部分、②II 期官衙南門 (SB712) 部分、③II 期官衙前殿 (SB1635) 部分の三箇所を設定した (第 2 図)。

各調査区で検出された主な遺構は以下の通りである。

①昨年度調査した石組溝跡の延長

第 336 次調査で検出した石組溝跡の延長部分を調査したが、続きは確認されなかった (第 3 図)。石組溝は現代の耕作により削平されたと考えられる。

なお、調査区北半は第 107 次調査と一部重複しているが、第 107 次調査においても遺構は検出されていない。

②II 期官衙南門

過去に南門跡を検出した第 56 次調査区を含む範囲に調査区を設定した。第 56 次調査では 4 基の柱穴が確認されたが、新たに 5 基の柱穴を検出した (第 4 図)。平面形状は円形または隅丸方形で控え柱はいずれも円形を呈する。規模は直径 1.2m～2.3m に及び、柱間間隔は 2.1m～2.7m である。5 基の柱穴では柱材が残存し、最大径は約 50 cm である。

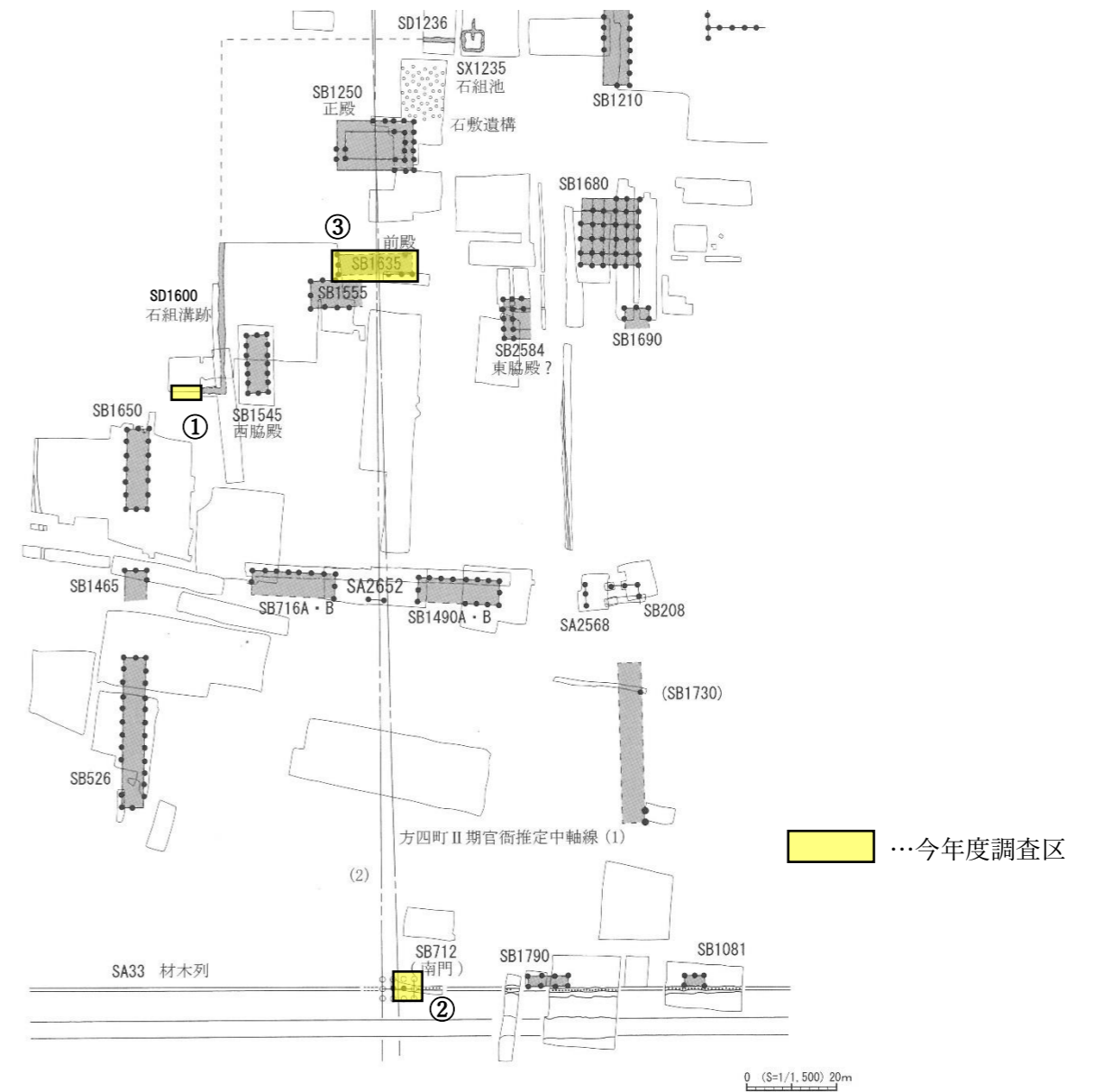
6 基の控柱が確認されたことから、南門の構造は八脚門以上であると想定されるが、八脚門と仮定した場合、通り間は 2.2m であり、ほかの柱間と同程度の間隔であること、II 期官衙の中軸線からやや東にずれていることから、南門の構造は、八脚門より大きい規模 (十二脚門など) であった可能性が考えられる (第 5 図)。

③II 期官衙前殿

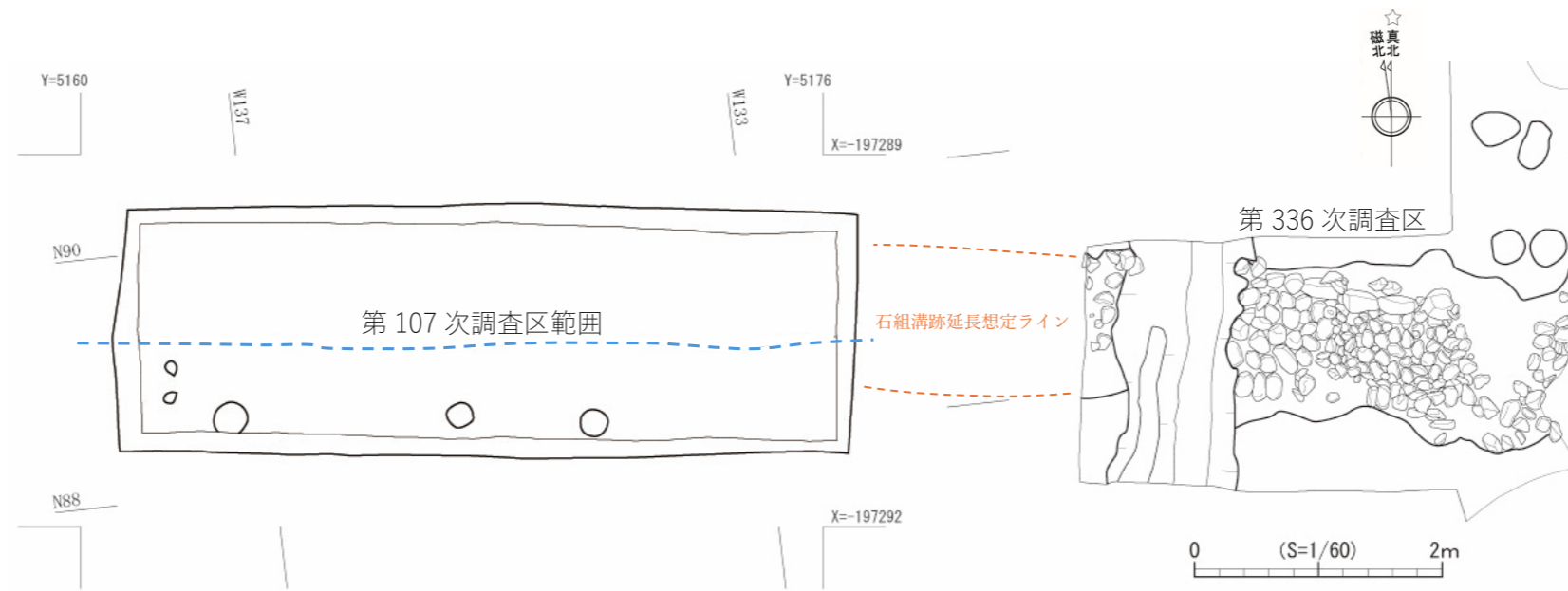
第 3・107 次調査で前殿を構成する柱穴の一部をそれぞれ検出しており、それらを含む範囲で調査区を設定した。調査の結果、南北梁行 2 間、東西桁行 6 間の建物跡を検出した (写真 1)。柱穴掘り方の規模は一辺 0.8m～1.3m で平面形状は円形または隅丸方形を呈する。柱痕跡の規模は 23～34cm であり、柱間間隔は 2.6m～3m である。

北桁行に比べ、南桁行の柱穴の規模が小さいこと、北桁行におけるの柱穴の掘り方で重複が確認されたことから、SB1635 と一部重複する建物跡が北側に展開する可能性がある。

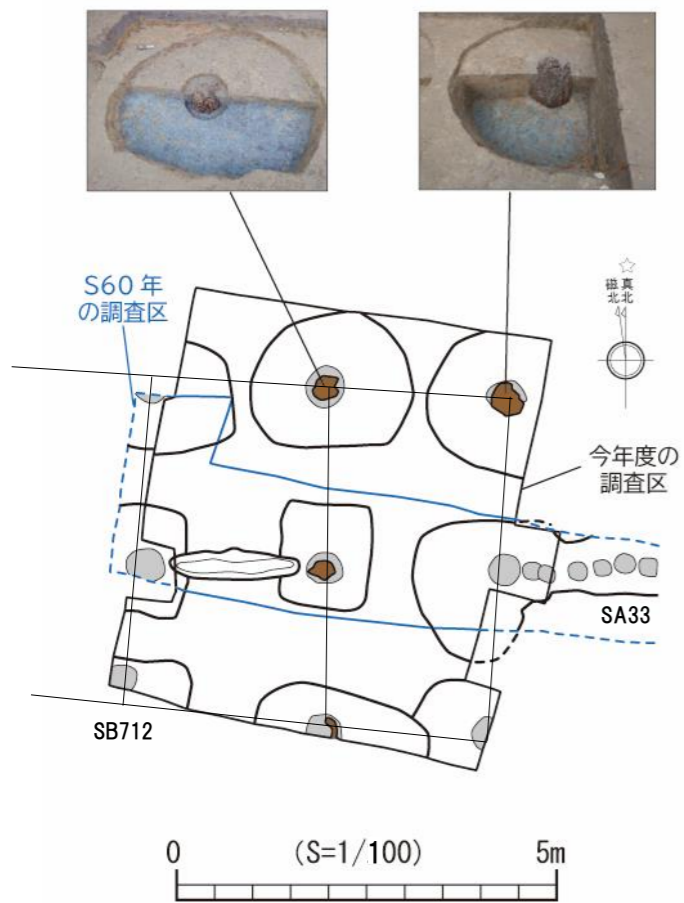
しかし、今年度の調査においては、柱穴掘り方の重複関係の精査は部分的な確認に留まったことから、精査を次年度も継続したい。



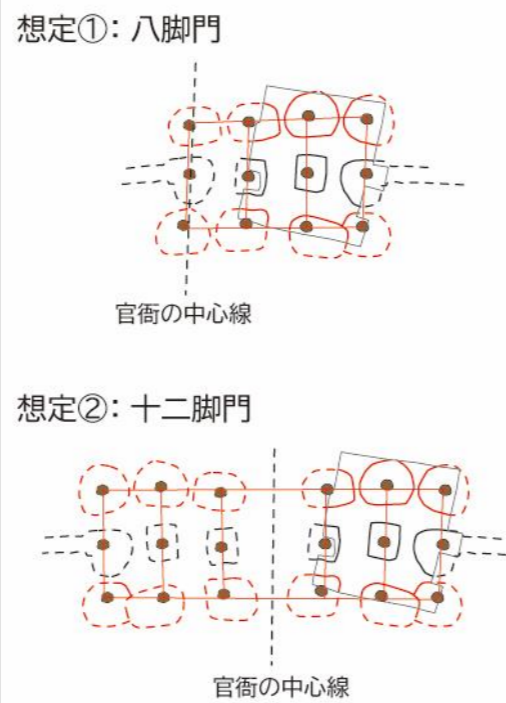
第1図 令和 7 年度 調査区位置図



第2図 ①石組溝跡調査区の遺構配置図



第3図 ②南門調査区の遺構配置図



第4図 門の想定模式図



写真1 ③前殿調査区の検出状況